

公布した条例一覧

令和5年

公布 番号	条例名
18	杉並区手話言語条例

杉並区手話言語条例を公布する。

令和5年3月20日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第18号

### 杉並区手話言語条例

手話は、手や指、体の動き、顔の表情等を使って視覚的に表現する独自の文法により構成される言語であり、ろう者・難聴者・中途失聴者（以下「手話を必要とする者」という。）が、社会生活において、意思疎通を図り、互いの気持ちを理解し合うとともに、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語である。

しかし、これまで手話が言語として広く認知されず、その使用について様々な制約を受けてきた歴史がある。障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話は言語であると認められている現在においても、手話に対する社会の理解が十分であるとは言えず、日常生活に困難を抱える人が少なくない。このため手話が言語として使いやすい社会づくりに取り組む必要がある。

そこで、杉並区は、区民等の手話に対する理解と手話の普及の促進を図るとともに、手話を必要とする者の意思疎通及び自己形成の手段としての利用を推進し、誰もが安心して生活できる環境を整え、互いに認め合いながら共生できる社会を実現するため、この条例を制定する。

#### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに音声言語と対等に使用することができる環境の構築に関する基本理念を定め、杉並区（以下「区」という。）、区民、事業者及び聴覚障害関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、区が実施する手話に関する施策の基本的事項を定め、もって手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、誰もが安心して生活できる共生社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話が使用しやすい環境の構築に当たっては、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする者が手話による意思疎通を円滑に行う権利を有し、障害の有無に関わらず全ての人が互いに人格と個性を尊重し合うことを基本理念とする。

(区の責務)

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を必要とする者が意思疎通を円滑に行う権利及び必要な情報を的確に取得する権利を尊重し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(区民の役割)

第4条 区民は、地域社会で暮らす一員として、この条例の目的及び基本理念について理解を深め、手話を必要とする者が暮らしやすい地域社会の実現に向け、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、この条例の目的及び基本理念について理解を深め、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供するとともに、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話を必要とする者及び聴覚障害者関係団体等の責務)

第6条 手話を必要とする者及び聴覚障害者関係団体等は、相互に連携して手話の普及啓発に努め、この条例の目的及び基本理念の実現に向け、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第7条 区は、手話を必要とする者とその家族に対し、手話を習得することができる機会を確保するよう努めるものとする。

2 区は、区民、事業者及び区の職員が手話を学習する機会を確保するよう努めるものとする。

(手話通訳者の養成、人材確保等)

第8条 区は、手話を必要とする者が手話通訳者の派遣等を受けられるよう、手話通訳者を養成し、人材の確保に努めるとともに、その手話技術の向上を図るものとする。

2 区は、手話を必要とする者の円滑な意思疎通及び必要な情報の的確な取得に当たり、情報通信技術を十分に享受できるよう、情報通信機器を活用した環境の整備に努めるものとする。

(災害時等における措置)

第9条 区は、災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、区の関係機関及び聴覚障害者関係団体等と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 区は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。